\bigcirc 経総 済 産務 業 省省 令 第 号

統 計 法 平 成 + 九 年 法 律 第 五. 十三号) 第 五 十六条 の 二 0) 規定に基 づ き、 経 済 セ ン サ ス 活 動 調 查 規 則

 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令 を 次 \mathcal{O} ょ う に定め る。

令 和 六 年 兀 月 日

総 務 大 臣 松 本 剛 明

経 済 産 業 大 臣 齋 藤 健

経 済 セ ン サ ス 活 動 調 査 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 省 令

経 済 セ ン サ ス 活 動 調 査 規 則 平 成 + = 年 線経総 を済付産務 業 省省 令 第一 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る。

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定 \mathcal{O} 傍 L た 部 分 を れ 12 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 掲 げ る

規 定 \mathcal{O} 傍 線 を 付 L た 部 分 \mathcal{O} ょ う に 改 \Diamond 改 正 後 欄 に 撂 げ る そ \mathcal{O} 標 記 部 分 に ニ 重 傍 線 を 付 L た 規 定) 以

下 対 象 規 定 __ と 7 う。 は、 ک れ を 加 え る。

第十条の二 [略] 2 乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所 第十条 [略] 第九条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の 2 第八条の二 2 統計調査員は、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の調査実施上の指導を受けて、 第七条 3 6 3 5 特別区を除く。以下同じ。)の調査事業所にあっては都道府県知事又は市町村長がそれぞれ調 の本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前 関する経済センサス活動調査事前名簿(以下「事前名簿」という。)を作成するとともに企業 報その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に 礎調査規則(平成三十一年総務省令第四十六号)第五条第二項に規定する甲調査の結果及び直 配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基 帳その他の調査区関係書類(以下「調査区地図等」という。)を作成する。 調査区をいう。以下同じ。)における調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所 担当調査区(第八条の二第一項の規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された 査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う。 にあっては都道府県知事が、市町村の調査事業所にあっては市町村長が、特別地方公共団体 名簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名 前に実施した同条第三項に規定する乙調査の結果並びに法第二条第十項に規定する行政記録情 に係る調査区内事業所名簿その他の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 (事務の委託) (調査の方法及び期間) (統計調査員) (名簿等の作成) (調査区の設定) 総務大臣は、前項の規定により市町村長が設定した調査区に基づき、調査区地図、 (以下「調査用名簿」という。)を作成するものとする。)の区域を区分して調査区を設定するものとする。 略 略 略 市町村長は、総務大臣の定めるところにより、 改 正 後 当該市町村(特別区を含む。 調査区台 以下同 第十条の二 [同上] 2 乙調査は、国の調査事業所にあっては総務大臣及び経済産業大臣が、都道府県の調査事業所 第十条 [同上] 第九条 総務大臣及び経済産業大臣は、経済センサス活動調査において正確かつ円滑に調査票の 2 統計調査員は、市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)の調査実施上の指導を受けて、 第七条 [新設] [3~6 同上] [3~5 同上] 町村長が、特別地方公共団体(特別区を除く。以下同じ。)の調査事業所にあっては都道府県 にあっては都道府県知事が、市町村(特別区を含む。以下同じ。)の調査事業所にあっては市 配布又は送付を行うため、経済センサス活動調査に先立って、直前に実施した経済センサス基 規定により設定された調査区のうち市町村長から指定された調査区をいう。以下同じ。)にお 知事又は市町村長がそれぞれ調査票を調査事業所ごとに送付し、及び回収することにより行う ける調査票の配布及び取集、担当調査区内にある調査事業所に係る調査区内事業所名簿その他 担当調査区(経済センサス基礎調査規則(平成三十一年総務省令第四十六号)第九条第一項の 簿及び企業構造の事前確認票に基づいて調査事業所に関する経済センサス活動調査調査用名簿 の関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務を行う。 本所となる調査事業所に企業構造の事前確認票を送付し、記入を求め、回収し、並びに事前名 する経済センサス活動調査事前名簿(以下「事前名簿」という。)を作成するとともに企業の その他調査対象事業所を把握するために利用することのできる情報に基づいて調査事業所に関 礎調査(経済センサス基礎調査規則第一条に規定するものをいう。)の結果及び行政記録情報 (事務の委託) (調査の方法及び期間) (以下「調査用名簿」という。) を作成するものとする。 (統計調査員) (名簿等の作成) 同上 改 正 前

の中欄に掲げる字句は、2 前項の場合におけるが	中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。前項の場合における次の表の上欄に掲げる規定の適用については、	とする。	2 同上		
第七条第二項	[略]	略]	第七条第二項	[匝4]	[同七]
	調査区をいう。以下同じ。)の別定により設定された調査区の規定により設定された調査区担当調査区(第八条の二第一項担当調査区(第八条の二第一項	[略]		いう。以下同じ。) 町村長から指定された調査区を 町村長から指定された調査区のうち市 より設定された調査区のうち市 は関連を は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	同上
	[略]	[略]		[厄4]	[厄4]
[略]			[同七]		
3 市町村長は、前項の規定に2 市町村長は、調査区についろにより、当該調査区を修正ろにより、当該調査区を修正のい時間を表しているにより、当該調査区の管理及び修正)	は、前項の規定により調査区を修正したときは、総務大臣当該調査区を修正するものとする。市町村長は、総務大臣の定める事由が生じたときはは、調査区について総務大臣の定めるところにより、調査区を管理及び修正)	総務大臣の定めるところにより、、調査区を管理するものとする。	新設		
提出しなければとともに、同項とともに、同項の地図等を	らない。 「現定により修正した調査区地図等があるときは遺府県知事に対し前項の規定により修正した調査により修正した調査の規定により調査区を修正したときは、総務項の規定により調査区を修正したときは、総務	된 U `I			
ない。 とともに、同項の規定に とともに、同項の規定に	同項の規定により市町村長が提出した調査区地図等を審査し、知事は、総務大臣に対し前項の規定による市町村長の報告を足	2図等を審査し、提出しなければなら2村長の報告を取りまとめて報告する			
(調査票等の保存) れている電磁的記録及びれている電磁的記録及び	び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、	のとする。れている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するもれている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永年保存するも十八条 総務大臣は、調査票を三年間、総務大臣及び経済産業大臣は、調査票の内容が記録さ(調査票等の保存)	第	るものとする。 録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原設総務省統計局長は、調査票を三年間、総務省統計1等の保存)	年保存するものとする。 内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永内容が記録されている電磁的記録及び結果原表又は結果原表が記録されている電磁的記録を永十八条 総務省統計局長は、調査票を三年間、総務省統計局長及び経済産業大臣は、調査票の保存)
備考 表中の [] の記載	及び対象規定の二重傍線を付した	の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	記である。		

附

則

この省令は、公布の日から施行する。